

行政書士ADRセンター神奈川規則

目 次

第1章 総 則	（第1条～第2条）
第2章 行政書士ADRセンター神奈川	
第1節 総 則	（第3条～第5条）
第2節 組 織	（第6条～第13条）
第3節 会 計	（第14条～第15条）
第3章 調停手続	
第1節 調停人	（第16条～第19条）
第2節 手続関与弁護士	（第20条）
第3節 調停手続の実施	（第21条～第23条）
第4章 秘密保持等	（第24条～第26条）
第5章 費 用	（第27条～第28条）
第6章 その他	（第29条～第31条）
附 則	
別 紙	

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規則は、神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）の会則第4条第15号に規定する事業を実施するために設置する「行政書士ADRセンター神奈川」の組織の体制、事業の実施方法その他の運営に関する事項を定めることにより、事業の円滑な運営に資することを目的とする。

（用 語）

第2条 この規則において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、会則、会則施行規則及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

第2章 行政書士ADRセンター神奈川

第1節 総 則

（ADRセンターの設置）

第3条 本会は、会則第80条第1項に規定する行政書士ADRセンター神奈川（以下（ADRセ

ンターという。)を設置する。

- 2 ADRセンターは、第5条各号に規定する紛争の当事者からの申込みに基づき、行政書士その他の専門的な知見を有する者が調停人（ADRセンターにおいて和解の仲介を行う手続実施者をいう。）となり、当該紛争の当事者が相互に納得し得る紛争の解決方法を見出すための各種支援を実施するなどして合意により当該紛争の解決を図る手続（以下「調停手続」という。）を行う。

（事業）

第4条 ADRセンターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 調停手続の実施
- 二 調停人を養成するために必要な研修の実施
- 三 調停人の資質保持及び能力の向上を図るために必要な研修の実施
- 四 裁判外紛争解決制度に関する調査及び研究
- 五 裁判外紛争解決団体等との連携及び協力
- 六 調停手続についての周知広報
- 七 前各号に掲げるもののほか、ADRセンターの事業を実施するために必要な一切の事業

（ADRセンターで取扱う紛争）

第5条 ADRセンターで調停手続を実施する紛争は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 神奈川県内に事業所を有する事業者（事業を行う個人を含む。）に雇用されている外国人（日本国籍を有しない者をいう。以下この号において同じ。）若しくは神奈川県内にある派遣先の事業所へ派遣されている派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）である外国人を一方又は双方の当事者とする宗教、慣習その他の文化的価値観の相違に起因して生じた当該事業所内における労働環境、職場環境に関する紛争及び神奈川県内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校並びに第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校をいう。）に在籍する外国人を一方又は双方の当事者とする宗教、慣習その他の文化的価値観の相違に起因して生じた教育環境に関する紛争
- 二 神奈川県内において発生した自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）の走行に起因する交通事故（同条第8号に規定する車両のうち自転車以外のものとの交通事故を除く。）に関する紛争
- 三 神奈川県内に住所又は居所を有する者が飼養する愛護動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第4項に規定する愛護動物をいう。以下同じ。）による傷害事故、愛護動物の死傷、愛護動物に対する獣医療、愛護動物に起因する騒音その他の近隣問題、愛護動物の売買その他愛護動物に関する紛争
- 四 神奈川県内に所在する居住用賃貸借建物についての敷金の返還又は当該建物の原状回復に関する紛争

第2節 組織

（センター長等）

第6条 ADRセンターに、センター長1名及び副センター長2名以内を置く。

- 2 センター長は、ADRセンターを代表し、その業務を統括する。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務を処理する。
- 4 副センター長（2名の副センター長を定めたときは、あらかじめ会長から指定を受けた者）は、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 センター長及び副センター長（以下この条において「センター長等」という。）は、本会の会員（入会后5年を経過した者かつ行政書士の候補者名簿に記載された者）のうちから理事会の同意を得て、会長が任命する。
- 6 センター長等の任期は、その職に就任した日以後に開催される2回目の本会の定時総会の終了のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補欠により選任されたセンター長等の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された副センター長の任期は他の副センター長の任期の残任期間とする。
- 8 センター長等は、任期の途中であっても会長の承認を得て辞任することができる。
- 9 センター長等は、その任期が満了したとき又は前項の規定により辞任したときであっても、後任者が就任するまでの間は、なおセンター長等としての権利義務を有する。

（ADRセンター運営委員会）

第7条 本会に、ADRセンターの運営に関する事項を審議させるため、ADRセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、第6条第1項に規定するセンター長及び副センター長並びに第8条第1項に規定する運営委員（以下「運営委員等」という。）をもって組織する。
- 3 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。
 - 一 ADRセンターの事業計画案及び予算案に関する事項
 - 二 この規則の委任を受けて、及び実施するために必要な施行細則その他の規程の制定及び改廃に関する事項
 - 三 前2号に掲げるもののほか、ADRセンターの運営に関する事項
- 4 運営委員会は、調停手続の適正性を確保することその他ADRセンターの運営を適正円滑に実施するため、小委員会を置くことができる。

（運営委員）

第8条 ADRセンターに、運営委員4名以上10名以内を置く。

- 2 運営委員は、センター長の指揮を受けて、センターの業務を分担して処理する。
- 3 第6条第5項から第9項までの規定は、行政書士の運営委員について準用する。
- 4 弁護士の運営委員については、弁護士会の推薦を受けて、会長が任命する。

（欠格事由）

第9条 第6条第5項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず次の各号に掲げる者は、センター長、副センター長、運営委員及び第12条第2項に規定する評価委員となる資格を有しない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
- 二 行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条各号に規定する処分を受けたもの

(運営委員会の会議)

第10条 運営委員会の会議は、センター長が招集する。

- 2 運営委員会の会議の議長はセンター長とする。
- 3 運営委員会は、運営委員等の過半数が出席しなければ、会議を開き、議事を決することができない。
- 4 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 運営委員会の決議について利害関係を有する運営委員等は、議決に加わることができず、第3項及び第4項に規定する出席者の数にも算入しない。
- 6 運営委員会は、議事を審議するために必要と認めるときは、本会の会員（役員を含む。）、本会の事務局職員その他の者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他の協力を求めることができる。
- 7 運営委員会の議事については、センター長の指名する者が議事録を作成する。
- 8 運営委員会の庶務は、次条第3項に規定するADRセンターの事務局担当者が担当する。
- 9 前各項に規定するもののほか、運営委員会の会議については、本会の会議規則に定めるところによるものとする。

(事務局)

第11条 ADRセンターに事務局を置く。

- 2 ADRセンターの事務局は、受付事務、連絡事務、書類の送付事務その他ADRセンターの事業を実施するための必要な事務を処理する。
- 3 センター事務局担当者は、運営委員の中から、センター長が任命する。
- 4 センター事務局担当者は、センター長の指揮監督を受けて、第2項に規定する事務を処理する。

(評価委員会及び評価委員)

第12条 ADRセンターに、ADRセンターの運営及び調停手続の制度を評価するための機関としてADRセンター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会の構成は、次のとおりとする。
 - 一 評価委員長 1名
 - 二 評価委員 行政書士2名以上5名以内
弁護士1名以上2名以内
学識経験者1名
- 3 評価委員長及び評価委員（以下「評価委員等」という。）は、ADRセンターの運営及び調停手続の制度について、6カ月に1回以上評価をし、その結果を書面にて運営委員会に報告しなければならない。
- 4 評価委員等は、会長が委嘱する。ただし、事前に、時宜によっては事後に理事会の同意を得るものとする。
- 5 第6条第6項から第9項までの規定は、評価委員等について準用する。
- 6 運営委員と評価委員を兼任することはできない。

(評価委員会の会議)

第13条 評価委員の会議は、評価委員長が招集する。

- 2 評価委員の会議の議長は、評価委員長とする。

3 第10条第3項から第7項及び第9項の規定は、評価委員会について準用する。

第3節 会 計

(会 計)

第14条 ADRセンターの事業に関する収入及び支出は、本会の特別会計で処理する。

(報 告)

第15条 センター長は、会計年度ごとにADRセンターの事業に係る事業計画案、予算案、決算案及び決算関係書類を作成し、運営委員会の決議を得た後、速やかに会長に提出しなければならない。

第3章 調停手続

第1節 調 停 人

(調停人候補者)

第16条 本会は、第5条各号に掲げる紛争ごとに、行政書士調停人の候補者（以下「候補者」という。）を確保する。

2 候補者は、ADRセンターが実施する調停人養成研修を修了した本会の会員であって別紙に掲げる基準を満たした者のうちから運営委員会が推薦した者を会長が任命する。

3 候補者の任期は、任命の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 第9条の規定は、候補者の欠格事由について準用する。

(候補者名簿の調製)

第17条 センター長は、行政書士候補者名簿（以下同じ。）を調製し、ADRセンターに備えて置くものとする。

2 候補者名簿は、第5条各号の区分ごとに作成するものとする。

3 センター長は、候補者について、前条第4項において準用する第9条各号の事由の有無を定期的に、及び随時確認し、その結果に基づき、候補者名簿の記載の変更その他の必要な措置を講じるものとする。

(調 停 人)

第18条 センター長は、運営委員会の意見を聴いて、事件ごとに、行政書士候補者及び必要に応じて第20条第1項に規定する手続関与弁護士の中から調停人を選任する。

(調停人の責務)

第19条 調停人は、調停手続に関し、法令、この規則その他調停手続に関する定めを遵守するとともに、独立して行うべき職務に関し何人からも命令又は指示を受けず、中立性を保持しつつ公正にその職務を行わなければならない。

2 調停人は、当事者間に存在する真の問題点の抽出、これに対するそれぞれの当事者の意見その他の主張の明確化及びそれぞれの当事者の真意に基づく利害調整を通じて、双方の当事者がともに納得することができる合意案を構成できるように必要な援助を行うとともに、調停手続の機が熟したと判断したときは当事者間に紛争解決の合意が成立するように努めなければならない。

第2節 手続関与弁護士

(手続関与弁護士)

- 第20条** 会長は、調停手続の適正な実施を図るため、手続関与弁護士（調停記録及び資料を検討し法的検証を行うとともに、自ら調停人又は、行政書士調停人に対する助言（個々の調停手続において、弁護士以外の調停人に対し、高度な法律に関する問題についての具体的な見解を示すことその他の助言をすることをいう。）をする弁護士として調停手続に参加する弁護士をいう。）を確保する。
- 2 センター長は、前項の規定により確保した手続関与弁護士の氏名、法律事務所の電話番号その他運営委員会が別に定める事項を記載した手続関与弁護士名簿を調製し、ADRセンターに備え置くものとする。

第3節 調停手続の実施

(調停手続の意義)

- 第21条** 調停手続は、当事者間における対話の促進と利害の調整を図ることによって、合意形成を目指すことを旨とするものであり、当事者と調停人との信頼性の確保に十分な配慮がされたものでなければならない。

(不当な影響の排除)

- 第22条** 本会の役員、センター長、副センター長及び運営委員その他調停手続に関与する者は、調停人に対し、法令、この規則その他調停手続に関する定めを遵守させる場合のほかは、調停人が調停手続の実施に当たり独立して行う職務に関し、直接又は間接に命令若しくは指示をし、又は不当な関与をしてはならない。
- 2 前項に規定する者は、その職に就任後、速やかに同項に規定する義務を遵守する旨を記載した書面を作成し、会長に提出しなければならない。

(非公開)

- 第23条** 調停手続は、非公開とする。ただし、調停人は、一方の紛争の当事者から申出がある場合であって他方の当事者の同意が得られたときは、当該一方の当事者の三親等内の親族又は同居の親族であって相当と認める者に調停手続を傍聴させることができる。
- 2 ADRセンターは、裁判外紛争解決制度に関する研究又は研修の資料として活用するため、双方の紛争の当事者の同意を得て、終了した調停手続の概要（当該当事者その他調停手続の関係者の氏名又は名称（法人である場合には代表者の氏名を含む。）並びに当該紛争の内容が特定されないようにすることその他当該当事者の秘密保持に配慮した措置を講じたものに限る。）を、印刷物の配布その他の方法により公表することができる。

第4章 秘密保持等

(秘密保持義務)

- 第24条** 本会の役員及びセンター長、副センター長、運営委員、調停人（候補者も含む。）、評価委

員等その他調停手続に関与する者は、正当な理由なく、事案の内容、調停手続の経過及び結果その他調停手続に関し知り得た事実を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、法律に基づき所持する文書等の提出又は証言を求められたときを除く。

2 本会の役員及びセンター長、副センター長、運営委員、調停人（候補者も含む。）、評価委員等その他調停手続に関与する者は、その職に就任後、速やかに同項に規定する義務を遵守する旨を記載した書面を作成し、会長に提出しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第25条 ADRセンターの事業に関して取得した個人情報の取扱いについては、神奈川県行政書士会個人情報保護規則及び神奈川県行政書士会特定個人情報等取扱規則の定めるところによる。

（資料の取扱い）

第26条 調停手続に関し、紛争の当事者から提出された資料は、秘密保持に配慮して適正に取扱わなければならない。

第5章 費用

（調停手続の費用）

第27条 本会は、調停手続の実施に関し、紛争の当事者から報酬その他費用を徴収することができる。

（関係者への費用）

第28条 本会は、センター長、副センター長、運営委員、評価委員、調停人等に対し、行政書士ADRセンター神奈川費用報酬規程第3章に規定する日当その他の費用を支払うことができる。

第6章 その他

（苦情）

第29条 本会は、ADRセンターの事業に関する苦情について、当該苦情を受け付ける窓口を設置することその他当該苦情を適正に処理させるものに必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第30条 この規則を実施するために必要な事項は、運営委員会が定める。

（改廃）

第31条 この規則を改正し、又は廃止するときは、本会の理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成22年12月27日より施行する。
- 2 神奈川県行政書士会ADR（裁判外紛争解決手続）業務運営規則はこの規則の施行と同時に廃止

する。

3 この規則の実施に伴う事業及び予算の執行については、平成21年5月26日に開催された本会の定時総会において承認されたADR行政書士センター神奈川の事業及び予算の執行とみなす。

4 調停手続については、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を取得した日から実施するものとする。

附 則

この規則は、平成23年10月21日から施行する。ただし、第14条については、平成23年度会計より適用する。

附 則

この規則は、平成23年12月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月7日（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第12条第1項の認証を受けた日）から施行する。

別 紙（第16条第2項関係）

一 第5条第一号に規定する紛争 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）の規定により地方入国管理局長に届出をした本会の会員（行政書士登録後5年を経過した者に限る。）であって、諸外国の宗教、慣習その他の文化的価値観に関する専門的知識を十分に有するものとして運営委員会において認めた者

二 第5条第二号に規定する紛争 本会の会員（行政書士登録後5年を経過した者に限る。）であって、自転車事故に関する専門的知識を十分に有するものとして運営委員会において認めた者

三 第5条第三号に規定する紛争 本会の会員（行政書士登録後5年を経過した者に限る。）であって、動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項に規定する動物取扱責任者研修を受けた者若しくは公益社団法人日本愛玩動物協会が実施する2級以上の愛玩動物飼養管理士認定試験に合格した者又はこれらと同等程度の知識及び経験を有するものとして運営委員会において認めた者

四 第5条第四号に規定する紛争 本会の会員（行政書士登録後5年を経過した者に限る。）であって、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項に規定する宅地建物取引士資格試験に合格した者又はこれと同等程度の知識及び経験を有するものとして運営委員会において認めた者